

様式第 5 号

第 号
年 月 日

警 告 書

住所及び氏名 様

前橋市長

(担当：開発指導課)

あなたが、 の土地で行った再生可能エネルギー発電設備設置事業は、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第 条に違反しています。これまで是正措置を講ずるよう指導してきたところですが、依然として是正されていないので、直ちに是正するよう次のとおり警告します。

なお、この警告に従わない場合は、次のとおりの処分を行うこともありますので申し添えます。

- ・ 条例第 27 条の規定に基づく許可の取消し
- ・ 条例第 19 条第 3 項若しくは条例第 28 条又は第 29 条の規定に基づく措置命令
- ・ 条例第 30 条の規定に基づく氏名及び住所の公表
- ・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 15 条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しの要請

警告する措置及び期限等

担 当 開発指導課 盛土規制係

TEL 027-898-6997 (直通)